



野村せつ子の県議会だより

事務所〒321-0167 宇都宮市東浦町21-12 電話028-658-4302 FAX028-658-4374
控室〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20県議会 電話028-623-2623 FAX028-623-2620

●日本共産党県議野村せつ子の第337回通常議会でのとりくみなどを特集しました。ご意見、ご要望をお聞かせ下さい。

ホームページ <http://nomura-setsuko-jcp.net/>
Eメール s-nomura@gikai.pref.tochigi.jp

ツイッター @nomurasetuko
フェイスブック 野村節子で検索

◆県民目線で反対討論◆

◆エコシティ宇都宮の補助金返還で国を提訴 県民の理解は得られるのか?!



エコシティ宇都宮の補助金問題で、県が返納した補助金約1億9,600万円の返還を求め国を提訴する議案に反対討論しました。この問題は国、県、市が法廷で争うという前代未聞のことですが、これまで県民に十分説明されてきたとは言えません。野村せつ子は「知事は最大の問題は国の法適用の誤りにあるというが、法的根拠も確認せず国に返納したことが一番の問題ではないか。県のこれまでの対応が適切だったとは思えない」と指摘。国に返環を求めるのは当然としても「協議による打開策も手を打ち尽くしたとは言えず、裁判が現時点で最善の策なのか。裁判費用は県民の税金であり、県民の理解が得られるのか」と、問題点をあげました。宇都宮市との4年におよぶ訴訟費用は705万

8,100円にのびります。

事業認可した国・県・市の責任が問われる!

エコシティ宇都宮は、まともな操業もできずに破綻したうえ、事業者が業務上横領罪および特別背任罪で県警に告発されています。このような事業に税金をつぎこむことを認可した国・県・市に、県民の厳しい目が向けられています。問題点を全面的に県民に明らかにするのが行政の責任です。

◆ マイナンバー、住基台帳情報の利用拡大に反対

住民基本台帳の本人確認情報およびマイナンバーを、県が生活保護や高等学校の奨学給付金支給事務等に利用できるようにする条例改正に反対。プライバシーを侵害するおそれがあり、制度の中止・凍結を主張しました。

◆ 認定こども園の基準緩和に反対

朝夕の園児の少ない時間に勤務する職員は有資格者でなくても特例で可とすることに反対しました。待機児をなくす対策は、保育の質の低下を招く基準緩和ではなく、保育士や幼稚園教諭の賃上げ、待遇改善を支援すべきです。

◆ 消費税10%への増税を前提にした県税条例改正に反対

消費税増税は延期でなく中止すべき。地域間の税源の偏在性を是正するために法人住民税率を下げ、国税の地方法人税を上げ、地方交付税の原資とするというのですが、増税と一体で消費税を地方財政の主要財源に据えるねらいです。地方交付税の財源は所得税・法人税の33.1%と定められている配分を引き上げることが本筋です。

エコシティ宇都宮問題とは

(株)エコシティ宇都宮は2008年に農水省のバイオマスの輪づくり交付金事業補助金約2億円をうけ、食品廃棄物リサイクル施設を整備しましたが約2年で事業停止、実質破綻。国は同社の資産の競売にあたって補助金適正化法22条により補助金返還を条件に同意。しかし事業者は返還せず、県は宇都宮市に支払いを要求するも拒否されたため、2012年1月に県費で国に約1億9600万円を返納しました。県は宇都宮市に支払いを求めて市を提訴しましたが、今年4月、最高裁で敗訴が確定。判決は、間接補助事業者である市には適正化法22条は適用されず「国の返還請求に法的根拠はない」としました。これを受け、県は返納した補助金を返還せよと国を提訴する方針です。

一方、市民オンブズパーソン栃木は、国に補助金を返納し損害を与えたとして福田知事に弁済を請求するよう求める住民訴訟で県を提訴。今年3月、宇都宮地裁は知事の責任を認め、県が敗訴しましたが、現在、東京高裁で係争中です。

被災者の声に 応えよ!!

小山市、半壊世帯に50万円の追加支援へ 県も市のとりくみに財政支援を!

昨年の9月豪雨で被害を受けた小山市民から提出された「被災者支援に関する陳情書」が「趣旨採択」となりました。野村せつ子は「採択」を求め、反対討論しました。

「陳情書」は、災害救助法の住宅応急修理が一戸も実施されなかったことから、同制度相当の金銭的支援を実現するため国、市への働きかけ及び県としての対処、「床上浸水は半壊」とする被害認定の弾力的運用などを求めています。

この問題について、野村せつ子は日本共産党国会議員団や地元市議とともに幾度にもわたり被災者から話を聞き、昨年度の予算特別委員会や生活保健福祉常任委員会できりあげ、住民とともに県民生活部危機管理課に要望してきました。しかし、県は「県の

対応は適切だった」と要望を拒否、「救助を委嘱した市の問題」との冷たい態度をとってきました。野村せつ子は「議会として『気持ちはわかる』という程度の趣旨採択では、県執行部の姿勢を変えられない」と、採択を求めました。

小山市議会は6月議会で本件陳情と同趣旨の陳情を一部採択し、市は浸水被害を受けた世帯を支援する新たな条例を制定する見通しです。これにより住宅復旧費相当額として、半壊世帯には上限50万円が支給される見込みです。

被災者の声に押された小山市の動きは、市民が行政を動かした重要な一歩です。県は、こうした市のとりくみを財政的に支援すべきです。

JCHOうつのみや病院の存続は重要 市・県は、公的医療守る立場で判断を

宇都宮記念病院を運営する社会医療法人中山会が、昨年12月、厚生労働省にJCHO（独立行政法人地域医療機能推進機構）うつのみや病院を譲り受けたいと「譲渡申請書」を提出したことが明らかになり、地元で困惑と不安が広がっています。野村せつ子は5月9日の地元自治連合会の「説明会」を傍聴したほか、日本共産党宇都宮市議団とともに宇都宮市や厚生労働省、関係機関への調査を行いました。

厚労省は（独）地域医療機能推進機構法で「機構は施設のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる」「譲渡しようとするときは県知事、市長の意見を聞かなければならない」と定められているとして、現在、宇都宮市長、県知事に意見を照会中です。

JCHO「譲渡するつもりはない」と表明

地元自治会連合会の「説明会」ではJCHOと中山会双方が意見表明し、この場でJCHOは「譲渡するつもりはない。今後も地域との良好な関係、全国グループの利点を活かし、引き続き地域で求められる医療・介護を提供したい」と表明。中山会はJCHO病院を「経営統合」し、病床数を維持するとともに産婦人科を開設等の計画を示しました。参加者から「JCHOに譲渡の意思がないのになぜ手続きを進めるのか」「JCHOのまま続けてほしい」など疑問の声や意見が出されました。

不十分な情報公開

「説明会」では宇都宮市医師会が4月に提出した「回答書」の内容や、中山会が厚生労働省に提出した「譲渡申請書」の運営計画案に「5年程度の現状維持期間を想定」「将来的に大通り地区に総合病院を建設する計画を有する」と記載されていることなどへの説明がなかったため、日本共産党県・市議団は「情報を全面公開すべき」と申し入れました。

公的病院守り、発展させる立場にたつて

市は譲渡について「中立の立場」、県も「市の考え方次第」などと説明しており、公的医療機関の売却という地域医療の大問題にたいして、主体性が感じられないのは不可解です。小児救急や災害医療の拠点として重要な役割を果たし、とちぎ子ども医療センターを設置する自治医科大学付属病院と連携関係にある同病院を守り、発展させることこそ、市と県の役割です。

JCHOうつのみや病院は、質のよい医療を提供し、地元住民、医師会と良好な関係を築き、黒字化など経営努力が進められています。自治医大付属病院も「JCHOとして存続する限り、支援を強める」立場を表明しています。JCHOうつのみや病院の譲渡は、宇都宮のみならず栃木県地域医療の重大な損失になるといえます。

野村せつ子の調査活動より



JCHOうつのみや病院(宇都宮市南高砂町)は、元社会保険病院を2014年4月に改組。災害拠点病院、2次救急、小児2次救急指定病院に指定されている準公的医療機関。18診療科、ベッド数251床。介護保険施設も併設されている。JCHOグループは全国57病院のネットワークを持つ。

「地域医療の崩壊を招く」

宇都宮市医師会が回答書

宇都宮市からの意見照会に対し、宇都宮市医師会は4月19日付け回答書で「(JCHOは)地元雀宮地域のみならず、全市の医療機関とも長年の信頼関係に基づく円滑な連携を保っており、地域の医療・介護体制の確保を図る観点からも、一般の病院譲受けは、地域医療の崩壊を招く重大な事態になる」「引き続き機構が運営すべき」としています。

背景に国の「病床削減」押しつけ

問題の背景に、国による医療費抑制を目的にした「地域医療構想」と病床削減政策の押しつけがあります。県全域で4,055床、宇都宮医療圏では905床「過剰」とされ、増床どころかさなる病床削減、整理・淘汰をすすめる方向です。患者の追い出しにつながり、「実態にあわない」と医療現場から指摘されています。必要な病床を確保し「入院」「在宅」ともに十分な医療を保障する政策へ転換すべきです。

経済企業常任委員会活動より

「非正規から正社員へ」 5年間で8万2千人、 転換プラン推進を

野村せつ子は、6月7日開催の経済企業常任委員会で、切実さを増す「正社員への転換」について質問しました。

◇野村 2016年3月に栃木労働局と知事、市・町村長会、経済団体、労働団体等で構成する「とちぎ公労使会議」の「協働宣言」が出され正社員への転換などが提唱された。前向きな一歩だと思いが、県として光のあて方が弱いのではないかと。非正規雇用の状況や県としての数値目標など具体的なとりくみはどうなっているか。

◇労働政策課長 非正規雇用は34.5%（H24）でこの10年で8%増加している。栃木労働局の「栃木県正社員転換・待遇改善実現プラン（H28～32年）」が掲げる5年間で8万2千人の正社員への転換目標を実現するため、県として連携してとり組む。職業訓練の充実、正社員への転換に必要な生産性の向上など様々な分野から支援していく。

◇野村 今年度は5年間の初年度となる。初動で効果的などとりくみを求めたい。

栃木県の雇用状況

雇用者総数	887,100人
非正規雇用者	306,000人
雇用者に占める比率	34.5%
(うちパート・アルバイト24.0%)	
(総務省統計局「H24年就業構造基本調査」より)	

このニュースは日本共産党栃木県議団の活動や見解をお知らせし、ご意見、ご要望を聞かせていただくためにお配りしています。お気軽にお読みください。お寄せ下さるお待ちしております。

